

鹿屋体育大学研究生規則

〔昭和60年4月24日〕
規則第3号

改正 昭和62年1月14日 平成31年4月19日
規則第1号 規則第20号
昭和63年4月1日 令和3年7月1日
規則第1号 規則第48号
昭和63年5月25日 令和3年7月28日
規則第8号 規則第56号
平成6年2月17日 令和3年11月29日
規則第1号 規則第60号
平成8年3月26日 令和3年12月14日
規則第4号 規則第64号
平成16年4月1日 令和8年6月23日
規則第36号 規則第21号
平成27年3月18日
規則第8号
平成28年1月22日
規則第1号
平成30年3月12日
規則第10号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第66条の規定に基づき、本学における研究生について必要な事項を定める。

（入学の時期）

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の月初めとする。

ただし、論文博士取得のために研究生の入学を希望する者で指導教員が認めた場合は、年度途中の月初めの入学も可能とする。

（入学資格）

第3条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者
- 2 大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
 - (1) 大学院修士課程を修了した者
 - (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者
- 3 外国人留学生の場合、第1項又は第2項に加え、「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）において、高度に自立して日本語を理解し使用することができる水準とされているB2相当の日本語能力を有する者

（入学の出願）

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書（別紙様式第1号）
- (2) 履歴書（別紙様式第2号）及び健康診断書（別紙様式第3号）

- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書又は修了証明書
- (4) 在職中の者は、その所属機関等の長の承諾書
- (5) 研究計画書
- (6) 日本語能力を証明する書類（日本語能力試験（JLPT）又は、日本語教育機関の証明書）
（外国人留学生のみ）
- (7) 経費支弁書（別紙様式第4号）及び経費支弁能力を確認できる書類（経費支弁者の銀行
口座の残高証明書等）（外国人留学生のみ）
- (8) 身元保証書（別紙様式第5号）（外国人留学生のみ）
- (9) 日本国内の日本語教育機関等の在籍期間、学習時間及び出席率の分かる書類
（外国人留学生のうち、既に「留学」の在留資格を有する者）

（入学者の選考）

第5条 前条の入学志願者については、書類選考を実施し、必要があると認めるときは面接を実施の上、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て学長が選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（研究期間）

第7条 研究期間は、原則として1年とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、研究期間延長願（別紙様式第6号）を提出し、許可を得て1年間の範囲内で研究期間を延長することができる。

2 前項のほか、論文博士取得のために研究生の入学を希望する者については、1か月単位での受け入れを可能とし、合計1年間の研究期間を最長6年間（学則第39条第3項に定める博士後期課程の在学年限）にわたり設定することができる。

また、研究期間の途中において研究期間の変更を希望する者は、研究期間変更願（別紙様式第7号）を提出し、許可を得た場合は、研究期間を変更することができる。

（指導教員等）

第8条 学長は、研究課題に応じて、研究生の指導教員を指定する。

2 学部の研究生の指導教員は、本学の教授、准教授または講師とする。

3 大学院の研究生の指導教員は、鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準（平成元年12月20日学長裁定）第1条または第2条、並びに鹿屋体育大学大学院体育学研究科博士後期課程担当教員資格審査基準（平成18年7月26日学長裁定）第1条または第2条に規定する教員とする。

4 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。

5 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の諸施設及び諸設備を使用することができる。

6 研究生は、単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

（研究の修了）

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究修了者に対し、本人の請求により証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第6号）に定める額とする。

2 前項の授業料は、研究期間に応じ、6か月に相当する授業料の額（6か月未満であるときは、その期間分に相当する額）を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

3 研究期間の延長又は変更を許可された場合は、入学料は徴収しないものとする。

(既納の授業料等)

第11条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(実験実習費)

第12条 実験実習費に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び鹿屋体育大学学生規則の規定を準用するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和60年4月24日から施行する。

2 昭和60年度の入学に係る検定料及び入学料の額は、第10条の規定にかかわらず、次に定める額とする。

検定料 5,600円

入学料 36,000円

附 則（昭62.1.14規則第1号）

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（昭63.4.1規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭63.5.25規則第8号）

この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

附 則（平6.2.17規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平8.3.26規則第4号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.1規則第36号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.18規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.1.22規則第1号）

この規則は、平成28年1月22日から施行する。

附 則（平30.3.12規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平 3 1. 4. 1 9 規則第 2 0 号）
この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 7. 1 規則第 4 8 号）
この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 7. 2 8 規則第 5 6 号）
この規則は、令和 3 年 7 月 2 8 日から施行する。

附 則（令 3. 1 1. 2 9 規則第 6 0 号）
この規則は、令和 3 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則（令 3. 1 2. 1 4 規則第 6 4 号）
この規則は、令和 3 年 1 2 月 1 4 日から施行する。

附 則（令 8. 6. 2 3 規則第 2 1 号）
この規則は、令和 8 年 6 月 2 3 日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

別紙様式第1号

入 学 願 書

(研究生)

鹿屋体育大学		受付番号		※
ふりがな 氏 名	(署名) 昭和・平成 年 月 日生		男 ・ 女	写 真
現 住 所	〒 TEL () —			
入 学 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	令和 年 月 日～令和 年 月 日		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	令和 年 月 日～令和 年 月 日		令和 年 月 日～令和 年 月 日	
最終出身学校 卒業年月日	昭和・平成・令和 年 月 日 卒業 ・ 修了 (見込)			
勤 務 先 等	TEL () —			
父母等関係者	氏 名		続 柄	
	住 所	〒 TEL () —		
	勤 務 先 等			
研 究 課 題				
※指導教員				

- 備考 1. ※の欄は記入しないこと。
 2. 研究課題については、具体的な研究方法等を別紙 (A4) により提出すること。
 3. 父母等関係者は、入学を志願する者が未成年の場合はその親権者とし、成年の場合は3親等以内の親族とする。この要件に合うものが選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、入学志願者の指導・支援への意向のある者とする。

別紙様式第2号

履 歴 書			フリ 氏	ガナ 名			
国 籍 ※外国籍の場合のみ記載		性 別		生年月日	年	月	日生
現 住 所	〒 (電話) (e-mail)						
最 終 学 歴	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 卒業 ・ 修了						
年	月	日	経 歴				備 考
勤 務 先	名 称						
	所 在 地	〒 (電話)					
	役 職						
	所属長役職						
	所属長氏名						

鹿屋体育大学 研究生 入学志願者

健康診断書

フリガナ				男 ・ 女	現住所	〒
氏 名						
生年月日	年	月	日生			
診 断 事 項						
健 康 の 状 況	視 力	右	()	胸部X線検査 撮影年月日 年 月 日 直接・間接 NO. 所見		
		左	()			
	聴 力	右	正常・異常 ()			
		左	正常・異常 ()			
	その他の疾病 及 び 異 常		なし・あり ()			
	医師の所見 (入学後健康の管理上注意すべき事項)					
診断の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 住所 (所在地) 医療機関名 医師の氏名 印						

- (注) 1. この健康診断書の診断事項を全て受診の上、診断結果を記入してください。
2. 診断事項中、異常又は特に記入事項がない場合でもその旨を記入して下さい。

経費支弁書

鹿屋体育大学長 殿

国 籍 _____
氏 名 _____

年 月 日生（男・女）

私は、このたび上記の者が日本国に { 入国した場合 ・ 在留中 } の経費支弁者になりましたので、下記のとおり経費支弁の引受け経緯を説明するとともに経費支弁について証明します。

記

- 1 経費支弁の引受け経緯（申請者の経費の支弁を引受けた経緯及び申請者との関係について具体的に記載してください。）

2 経費支弁内容

私 _____ は、上記の者の日本国滞在について、下記のとおり経費支弁することを証明します。また、上記の者が在留期間更新許可申請の際には、送金証明書又は本人名義の預金通帳（送金事実、経費支弁事実が記載されたもの）の写し等で、生活費等の支弁事実を明らかにする書類を提出します。

記

- (1) 学 費 毎月・半年ごと・年間 _____ 円
(2) 生活費 月額 _____ 円
(3) 支弁方法（送金・振り込み等支弁方法を具体的に書いてください。）

- (4) 年間収入 _____ 円
(5) 職業 _____
(6) 勤務先住所 _____

年 月 日

経費支弁者 住所 〒 _____

Tel _____

氏名（署名） _____ 印

学生との関係 _____

身元保証書

国 籍

出願時の住所

氏 名

性 別

生 年 月 日 西暦 年 月 日生

鹿屋体育大学長 殿

上記の者が貴学に入学許可になりましたときは、私は責任をもって本人の在学中
下記のことを保証いたします。

記

1. 本人が入国目的以外の活動をせず、その他日本国法令を遵守するよう監督すること。
2. 本人が学費、生活費及び帰国旅費を支払い出来ないときは、私が負担すること。
3. 本人が日本国法令上関係するいかなる場合においても私が身元を引き受けること。

年 月 日

保証人氏名

現 住 所

(電話番号)

職 業

(勤務先・役職)

勤 務 先 住 所

(電話番号)

申請人との関係

別紙様式第6号

研 究 期 間 延 長 願

年 月 日

鹿屋体育大学長 様

ふりがな
氏 名

鹿屋体育大学研究生としての研究期間を延長したいので、許可くださるようお願いします。

既研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研究延長期間	年 月 日 ～ 年 月 日
延長の理由	
指導教員	

- (注) 1. 提出先：教務課
2. 日付及び期間については、和暦で記入して下さい。

別紙様式第7号

研 究 期 間 変 更 願

年 月 日

鹿屋体育大学長 様

ふりがな
氏 名

鹿屋体育大学研究生としての研究期間を変更したいので、許可くださるようお願いします。

既研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更後の研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更の理由	
指導教員	

- (注) 1. 提出先：教務課
2. 日付及び期間については、和暦で記入して下さい。